

令和8年度IT/IoT支援サポーター活用事業に関する業務委託参加 意思確認及び提案を求める公告

本事業では、受託者の要件として、地域のITベンダ等との連携が不可欠であり、また営利を目的とせず広く県内産業の振興を目的としていることが求められる。このため、地域の情報化の促進に寄与するとともに企業経営の合理化を図ることにより地域経済へ貢献することを目的とした団体であり、既存のネットワークを活用した中小企業のIT等の導入及び利活用に係る相談対応等の実績を有している一般社団法人システムエンジニアリング岡山を相手方とする随意契約手続を行う予定であるが、他の者で2の資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書の提出を招請するものである。

公募の結果、2の資格要件を満たすと認められる者がいない場合は、一般社団法人システムエンジニアリング岡山と随意契約手続に移行する。

なお、2の資格要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般社団法人システムエンジニアリング岡山と当該応募者の提出する提案書について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

令和8年3月10日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 提案に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度IT/IoT支援サポーター活用事業
- (2) 業務内容 別添「令和8年度IT/IoT支援サポーター活用事業委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 業務委託に参加できる者の資格

業務委託に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「8（情報・通信サービス）」、小分類が「9（その他）」であること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（令和19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (9) IoT等の導入、利活用を考える企業と情報関連企業等との最適なマッチングを促進するため、県内ITベンダ、教育機関、支援機関等とのネットワークを構築していること。
- (10) IoT等の導入、利活用を考える企業に対する相談対応、課題把握、情報関連企業等とのマッチング等の業務を、過去3年以内に実施した実績を有すること。

3 契約条項を示す場所等

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県産業労働部産業振興課 イノベーション推進班
電話：086-226-7380
メールアドレス：innovation@pref.okayama.lg.jp

4 業務委託参加手続等

この業務委託に参加を希望する者は、5の提案書を次のとおり提出しなければならない。

(1) 仕様書及び様式の配布の期間及び場所

ア 配布期間

令和8年3月10日（火）から同月19日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

3の場所に同じ。

なお、岡山県産業労働部産業振興課ホームページからダウンロードすることもできる。
(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/>)

(2) 提案書の提出の期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年3月10日（火）から同月19日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）

イ 提出場所

3の場所に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送及びE-mail

提出先Eメールアドレス：innovation@pref.okayama.lg.jp

(3) 仕様書等に関する質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和8年3月12日（木）午後5時（必着）

イ 受付方法

令和8年度IT/IoT支援サポーター活用事業質問書（様式第1号）を電子メール（様式第1号をファイルにより添付）で送信することとし、件名は、「令和8年度IT/IoT支援サポーター活用事業質問書（社名）」とすること。

なお、電話又は口頭による質疑には応じない。

ウ 宛先

上記3の場所に同じ。様式第1号を送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

なお、確認電話は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

エ 回答方法

令和8年3月16日（月）までに個別に回答する。

ただし、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

(4) 提案書等の審査

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、上記2の事項及び別に定める審査基準により提案書等の内容を審査し、契約の相手方を選定する。

(5) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

5 提案書

提出する提案書は、以下のとおりとする。

(1) 提案書（様式第2号）

(2) 事業計画書（様式第3号）

(3) 見積書（任意様式とするが、見積金額の内訳明細も記載すること。）

(4) 実績確認書（様式第4号）

6 その他

(1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

(2) 業務委託契約書の作成を要する。

(3) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（様式第5号）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

(4) 応募及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出された書類は返却しない。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口は、3の場所とする。

(7) 業務の実施にあたっては、行政の補助として下記の事項を厳守すること。

ア 公平中立に実施するとともに、関係法令を遵守すること。

イ 業務上知り得た情報に対しては契約期間内及び業務完了後においても機密の保持が守られること。

(8) 本業務は、県の令和8年度当初予算において予算措置された場合にのみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続に関わる一切について、いかなる効力も発生しないものとする。

(9) 本業務は、国の補助金等を活用して実施するため、令和8年4月1日までに国の予算が成立しない等の場合、県は委託候補者に対して契約の内容や契約期間の見直しを求めることがある。